

狂犬病予防法に基づく予防注射時期の見直しについて

厚生労働省 健康・生活衛生局

感染症対策部 感染症対策課

狂犬病予防法に基づく予防注射時期の見直しについて

現行制度

- 犬の所有者は、その犬について、狂犬病の予防注射を毎年1回受けさせなければならず、市町村長は、予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならないとされている。
- 犬の所有者が予防注射を受けさせる時期は、毎年**4月1日から6月30日までの間に受けさせる**(※)こととされている。
(※ 3月2日から3月31日の間に予防注射をすでに受けた犬については、その年に予防注射を接種させる必要はない。)
- 3月2日から3月31日に予防注射を行った場合は、翌年度の注射済票を交付することとされている。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

狂犬病予防法施行規則における注射済票の交付について、**毎年3月2日から同月31日までの間に実施する狂犬病予防注射で翌年度の注射済票を交付する規定を撤廃し、4月1日を境に交付年度を分けるよう、見直しを求める。**それに伴い、**予防注射の時期について、「4月1日から6月30日までの間に1回受けさせなければならない」とするのではなく、通年接種できるよう、見直しを求める。**

具体的な支障事例

- 3月2日で注射済票の交付年度が分かれることにより、
 - ・ 3月2日以降の場合、注射年月日を確認し交付年度を判断する必要があり、飼い主にとって理解しづらく説明に時間を要する。
 - ・ 3月2日から3月31日までの間に接種して翌年度の済票をすでに交付されているにも関わらず、現年度の済票を交付されると勘違いし、翌年度(4月1日以降)に誤ってもう一度接種してしまう可能性がある。
- 接種時期が4月～6月に限定されることにより、
 - ・ 諸般の事情により、3か月の間に注射を受けさせることが困難な場合もある。
 - ・ 予防接種の時期が自治体の繁忙期と重なり、負担感が大きい。

令和5年 地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)

狂犬病予防注射の時期については、**通年での接種を可能とすることについて市区町村等の意見を踏まえて検討し、令和7年度中に結論を得る。**その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

狂犬病予防法に基づく予防注射時期の見直しについて

- 「地方からの提案等に関する対応方針」（令和5年12月22日閣議決定）において「**市区町村等の意見を踏まえて検討**」することとされたことを踏まえ、狂犬病予防注射時期の見直しへの意向について、令和6年12月9日から20日までの間、都道府県及び市区町村にアンケートを実施。
- 1789自治体のうち、1438自治体から回答あり（回答率80%）

アンケート結果概要

- 通年接種を可能とすることに**賛成する意見が約7割**
- 4月～6月が注射時期となっていることについて支障があると回答した自治体のうち、年度当初の繁忙期と重なるため業務の支障となっている**という回答が8割以上を占めた。
- 一方、改正に反対する自治体の過半数からは、通年接種に対する懸念として**督促通知のタイミング等を含む啓発活動への支障**があげられた。
- 現在、集合注射を行っている自治体は9割以上。それらの自治体のうち、通年接種が可能となった後も集合注射を続けると回答した自治体が約6割を占めた。

※アンケートの詳細な結果や、通年接種に関する懸念と対応策については参考資料1を参照。

対応案

狂犬病予防法施行規則を改正し、

- ・4～6月の期間中に狂犬病予防注射を実施しなければ法違反となる状況を是正するため、**狂犬病予防注射の通年接種を可能とし、**
- ・**3月2日から3月31日に接種した場合は翌年度の注射済票を交付する規定を廃止すること**としたい。

公布予定日：令和8年4月1日 施行予定日：令和9年4月1日

※効率的な予防注射の実施のため、引き続き4月～6月を予防接種の強化期間と設定・周知するなどの運用を行う予定。

(参考) 参照条文

○狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）

（予防注射）

第五条 犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合には、その者。以下同じ。）は、その犬について、厚生労働省令の定めるところにより、狂犬病の予防注射を毎年一回受けさせなければならない。

2 市町村長は、政令の定めるところにより、前項の予防注射を受けた犬の所有者に注射済票を交付しなければならない。

3 犬の所有者は、前項の注射済票をその犬に着けておかなければならない。

○狂犬病予防法施行規則（昭和25年厚生省令第52号）

（予防注射の時期）

第十一条 生後九十一日以上の犬（次項に規定する犬であつて、三月二日から六月三十日までの間に所有されるに至つたものを除く。）の所有者は、法第五条第一項の規定により、その犬について、狂犬病の予防注射を四月一日から六月三十日までの間に一回受けさせなければならない。ただし、三月二日以降において既に狂犬病の予防注射を受けた犬については、この限りでない。

2 生後九十一日以上

の犬であつて、三月二日（一月一日から五月三十一日までの間にその犬を所有するに至つた場合においては、前年の三月二日）以降に狂犬病の予防注射を受けていないもの又は受けたかどうか明らかでないものを所有するに至つた者は、法第五条第一項の規定により、その犬について、その犬を所有するに至つた日から三十日以内に狂犬病の予防注射を受けさせなければならない。

3 前二項の場合において、狂犬病の予防注射を受けさせなければならない犬を所有者以外の者が管理するときは、第一項中「所有される」とあるのは「管理される」と、「所有者」とあるのは「管理者」と、前項中「所有する」とあるのは「管理する」と、それぞれ読み替えるものとする。

（注射済票の交付）

第十二条 獣医師が狂犬病の予防注射を行つたときは、その犬の所有者（所有者以外の者が管理する場合にはその者。以下同じ。）に対して、別記様式第四による注射済証を交付しなければならない。

2～4 （略）

5 毎年三月二日から同月三十一日までの間に実施する狂犬病予防注射について、第二項の規定に基づき市町村長が交付する注射済票は、翌年度のものとする。